

〔保健福祉部 社会福祉課 所管〕

03010106 民生委員児童委員活動支援事業

予算書P. 92

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	10,002	9,401	601	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	10	12	△ 2	民生委員推薦会補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	9,992	9,389	603	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和23年に民生委員法が公布され、救貧活動だけではなく、地域の福祉増進のために幅広い活動を実施するようになった。この法律に基づき設置された地区民生委員児童委員協議会を助長するものであるため、この頃に事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

援助を必要とする市民に対して、相談や助言、援助等に当たる民生委員児童委員の活動を支援する。委員の活動により社会福祉の増進に努め、社会奉仕の精神をもって市民が安心して暮らせるまちづくりを推進する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

民生委員児童委員は地域福祉の推進を図るために、厚生労働大臣が委嘱する奉仕者であり、市内を3地区に分け協議会をそれぞれ設置し活動している。この3地区の民生委員児童委員協議会を対象に補助金を交付する。

守谷市では、南地区34名、中央地区30名、北地区31名の合計95名の民生委員児童委員が定員となっており、そのうち、南地区30名、中央地区29名、北地区31名の合計90名が委嘱されている。

また、委嘱期間は令和元年12月1日から令和4年11月30日までの3年間となる。



連合定例研修会

03010107 避難行動要支援者支援事業

予算書P. 92

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,280	915	365	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	1,280	915	365	

【背景(なぜ始めたのか)】

災害時要援護者対策については、平成18年3月に国から示された「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき事業を開始したが、平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、現在は「避難行動要支援者支援事業」として実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

災害時に一人で避難をすることが特に困難な市民（避難行動要支援者）に関する情報を自治会等と共有し、迅速な安否確認・救助活動を行う体制を整えることにより、要支援者が安心して暮らすことができるまちづくりを推進する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市が保有する情報に基づき避難行動要支援者の名簿作成を行い、名簿が避難支援等関係者（※）に提供されることに同意いただいた方を名簿に掲載し、平常時から支援者に提供する。また、災害時は、法律に基づき、名簿提供に不同意の方の名簿情報も提供し、安否の確認等を行う。

※避難支援等関係者：自治会・町内会、自主防災組織、民生委員児童委員、守谷市社会福祉協議会、守谷市消防団、守谷消防署、取手警察署

03010108 社会福祉協議会補助事業

予算書P. 93
(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	65,800	57,895	7,905	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	23,979	△ 23,979	
一般財源	65,800	33,916	31,884	

【背景(なぜ始めたのか)】

守谷市社会福祉協議会は、昭和45年に設立され、同48年に厚生大臣に社会福祉法人として認可を受けた。法的な位置付けは、社会福祉法第109条に事業の目的と事業内容の骨格が規定されており、団体の社会的意義が明確であることから非営利部門に関する人件費等に対し助成し支援する。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

社会福祉協議会の活動を支援することにより、市民のニーズに適応した地域に密着した福祉活動を推進する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

社会福祉法第109条で「地域福祉推進の中核団体」としての位置づけがあり、公共性の高い福祉事業を行っている守谷市社会福祉協議会に対して、非営利部門に従事する社会福祉協議会職員8人及び臨時職員2人の人件費及び事務費等を補助する。

03010113 地域福祉計画管理事業

予算書P. 93
(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,428	6,410	△ 4,982	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	1,233	6,215	△ 4,982	地域福祉基金繰入金
一般財源	195	195	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

急速な少子高齢化や地域のつながりの希薄化、福祉ニーズの多様化により地域福祉の必要性が増し、社会福祉法に基づき平成23年度に「地域福祉計画」を策定した。併せて、市民の主体的な福祉活動の推進を図るため、社会福祉協議会において「地域福祉活動計画」が策定された。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らすことができるよう、市民が主役となって進める地域づくり、支え合いづくりに取り組むために、市民の福祉活動を支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

地域福祉計画の適正な進行管理を行うために、施策担当課による進捗状況の現状把握・評価に基づき、部内の地域福祉推進会議や庁内組織の地域福祉検討委員会が、計画の現状確認や評価を行い、施策の推進方法について協議し、計画の推進を図る。また、地域福祉計画の円滑な推進を図るために「地域福祉推進委員会（委員19名）」を設置している。

守谷市地域福祉計画及び守谷市地域福祉活動計画に基づく課題、並びに地域における身近な生活上の課題に対応できるよう、「地域福祉活動助成制度」により地域の事業を支援する。

※現在、地域福祉活動計画実行委員会をベースとした「まちづくり協議会」の設立が進んでおり、市内10地区のうち、6地区においては既に設立済み、3地区においては設立を進めている状況である。まちづくり協議会が設立された地区は、地域福祉活動助成制度からまちづくり協議会支援交付金制度による支援に移行した。ただし、設立に至らない1地区では、これまで同様に、地域福祉活動助成制度が活用できる。



地域の居場所づくり

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,741	2,677	64	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	2,741	2,677	64	

【背景(なぜ始めたのか)】

重度の障がい者等が医療機関等への往復に要するタクシー料金の一部を助成するため、平成6年度に守谷市福祉タクシー利用料金助成要綱を制定した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

重度障がい者又は70歳以上の高齢者のみの世帯に属する方に対して、医療機関への通院等に要するタクシー料金の一部を助成することで、移動手段の補完と経済的負担の軽減を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

福祉タクシー券により、初乗り運賃相当額を助成する。

＜対象者＞

身体障がい者手帳1級・2級の方、療育手帳㊤・Aの方、精神障がい者保健福祉手帳1級の方、難病患者の方、満70歳以上の高齢者のみの世帯で、市民税非課税の方

＜助成内容＞

年24枚（人工透析を実施している方は年48枚）のタクシー券を支給する。

03010213 障がい者自立支援給付事業

予算書P. 96

（単位：千円）

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,252,516	1,015,045	237,471	
国庫支出金	625,404	506,800	118,604	障がい者自立支援給付費負担金
県支出金	312,702	253,400	59,302	障がい者自立支援給付費負担金
地方債	0	0	0	
その他	0	13,578	△ 13,578	
一般財源	314,410	241,267	73,143	

【背景(なぜ始めたのか)】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の規定により、障がいのある方の日常生活及び社会生活を支援するための事業として開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

障がいのある方に対して、福祉サービスを提供する事業所に入所又は通所することや在宅生活での支援を行うこと、補装具費や医療費を助成することにより、日常生活や社会生活を支援し、福祉の増進を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・「障がい福祉サービス給付事業」及び「障がい児通所支援事業」は、福祉サービスを提供する事業所に入所又は通所することや在宅生活での支援を行うこと等を決定し、その費用の一部を公費で負担するもの。
- ・「補装具費給付事業」は、障がいのある方の身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具（義肢、車いす、補聴器等）の購入・修理・貸与に要する費用の一部を公費で負担するもの。
- ・「自立支援医療給付事業」は、身体の障がいを除去・軽減する手術等の治療に要する医療費の一部を公費で負担するもの。

いずれの事業も、原則として利用者が費用の1割を負担し、差額を公費で負担する制度であり、公費の負担割合は、国が1/2、県及び市がそれぞれ1/4である。

03010214 障がい者地域生活支援事業

予算書P. 96

（単位：千円）

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	36,313	34,579	1,734	
国庫支出金	13,767	12,551	1,216	障がい者地域生活支援事業補助金
県支出金	6,884	6,275	609	障がい者地域生活支援事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	15,662	15,753	△ 91	

【背景(なぜ始めたのか)】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により、障がいのある方が地域で自立した生活を営むことができるよう市が事業内容を定めて開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

在宅で生活する障がいのある方に市独自の福祉サービスの提供や日常生活用具の給付を行うことにより、日常生活の便宜を図り、併せて自立の支援と家族の負担軽減を図り、地域において自立した日常生活及び社会生活を送ることができるよう支援する。

また、地域における医療機関、障がい福祉サービス事業者等の関係者による連携及び支援体制に関する協議機関である「守谷市地域自立支援協議会」の運営を行う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

障がいのある方の在宅生活を支援するため、障がい福祉サービスや障がい児通所支援では充足されない部分について市独自の福祉サービスを実施するほか、理解促進・啓発等の必要な事業を実施する。

<実施事業>

- ・法定サービスの補完
訪問入浴サービス事業（自己負担1割）、障がい者日常生活用具給付扶助費（自己負担1割）、日中一時支援事業（自己負担1割）、移動支援事業（自己負担1割）
- ・日常生活・社会生活上の支援
成年後見制度利用支援事業（登記手数料・鑑定費用等の補助）、意思疎通支援事業（自己負担なし）、地域活動支援センター事業（事業者の定める額を負担）
- ・その他
理解促進・啓発事業（講演会等の開催）、守谷市地域自立支援協議会の運営

03010219 特別障がい者援護事業

予算書P. 98

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	14,300	15,454	△ 1,154	
国庫支出金	10,772	11,636	△ 864	特別障がい者手当負担金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	3,528	3,818	△ 290	

【背景(なぜ始めたのか)】

精神又は身体に著しく重度の障がいを有する方に手当を支給することにより、福祉の増進を図るため、特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定により開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

重度の身体障がい、知的障がい、精神障がいのある方が安定した生活を送れるよう、手当を支給し経済的負担の軽減を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

年4回（5月、8月、11月、2月）に分けて、以下の手当を支給する。

- ・特別障がい者手当（27,200円/月）
精神又は身体に著しく重度の障がいを有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方を対象に支給する。
- ・障がい児福祉手当（14,790円/月）
精神又は身体に重度の障がいを有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方を対象に支給する。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,224	4,512	△ 288	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	468	468	0	在宅障がい児福祉手当補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	3,756	4,044	△ 288	

【背景(なぜ始めたのか)】

在宅の障がい児の保護者やその家族の労苦に報いるため、昭和52年に守谷市在宅障害児福祉手当支給条例を施行し、開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

在宅障がい児の保護者に手当を支給し、児童の介護に当たる保護者とその家族の精神的、身体的労苦に報い、その福祉の増進を図ることを目的とする。

介護にあたる保護者の経済的支援を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

年2回(4月、10月)に分けて、在宅障がい児の保護者を対象として手当(4,000円/月)を支給する。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	7,680	8,520	△ 840	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	7,680	8,520	△ 840	

【背景(なぜ始めたのか)】

難病患者とその家族の労苦に報いるため、平成20年に守谷市難病患者福祉手当支給要綱を定め、平成21年度から事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

手当を支給することにより、難病患者とその家族の労苦を見舞うとともに、その福祉の増進を図る。

難病患者が日常生活を送る上での経済的負担軽減を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

手当支給申請時において引き続き6箇月以上守谷市に住所を有する難病患者又はその保護者に対し、年額2万円の手当を支給する。ただし、生活保護等公的扶助を受給している方を除く。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	21,053	38,962	△ 17,909	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	17,754	△ 17,754	
一般財源	21,053	21,208	△ 155	

【背景(なぜ始めたのか)】

市内在住の障がいのある方に対して障がい福祉サービス及び障がい児通所支援を提供するため、平成5年に守谷市障がい者福祉センターの設置及び管理に関する条例を制定し、守谷市障がい者福祉センターを開所した。平成20年には同条例を全部改正し、同年4月から指定管理者による管理が行われている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内在住の障がいのある方に対して障がい福祉サービス及び障がい児通所支援を提供し、もって障がい者の福祉の増進を図る。

また、事業所の管理については指定管理者制度を活用し、提供するサービスの向上や利用者の拡大を図り、障がいのある方の支援を充実させるとともに、事業運営や事業費の効率化を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

障がい者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき、以下のサービスを提供する。

- ・特定相談支援：障がい者やその家族の要望等を踏まえて、障がい福祉サービス利用者に係る利用計画を作成するとともに、事業者との連絡調整を行う。
- ・生活介護：食事、排泄等の介護、日常生活上の支援と軽作業等の生産活動や創作活動の機会を提供する。
- ・就労移行支援：就職の希望がある利用者に対し、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上の訓練をする。
- ・就労継続支援B型：就労や生産活動の機会を提供し、一般就労に必要な知識能力が高まった方については、一般就労への移行に向けて支援する。
- ・放課後等デイサービス：就学中の障がい児に、放課後等の時間に居場所を提供し、生活能力の向上及び自立を促進する訓練を行う。



障がい者福祉センター 外観



就労移行・継続支援活動室



生活介護活動室

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	6,583	5,051	1,532	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	6,583	5,051	1,532	障がい児通所支援事業費負担金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

発達に心配のある児童(小学生までの児童)に対する療育訓練や相談などの支援の場がなく保護者の強い要望により平成9年度から事業開始, 法改正で現在は就学前の児童対象の「児童発達支援事業」を実施。

- ・平成9年度～平成14年度まで補助事業の「親子通園事業」
- ・平成15年度～平成23年度まで支援費制度及び障がい者自立支援法の「児童デイサービス事業」
- ・平成24年度～現在, 児童福祉法の「児童発達支援事業」(対象者が就学前の児童に変更)

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内在住で発達に心配のある就学前の児童及び保護者で児童発達支援の利用を希望する者を対象としている。
児童が保護者のニーズ, 社会的要請及び専門的知見から必要と考えられる知識や技能を身につけることや, 保護者が児童への接し方を学び, 発達の遅れや障がいを受容できるよう支援することを目的としている。

早期に発達支援を行うことにより, その後の発達の助長を促す効果を期待している。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

発達に心配のある就学前の児童に対し親子で通園してもらい, 日常生活における基本的な動作の指導, 知識技能の付与, 集団生活への適応訓練を行う。

- ・「個別指導」療育指導員と1対1で言語指導, 認知学習などを実施する。
- ・「集団指導」年齢, 実態を考慮して5～6名の小集団を編成し, 身辺自立, 集団参加訓練, 創作活動などを実施する。
- ・「相談業務」発達に関すること, 就園・就学に関すること等の相談に応じる。



こども療育教室 外観



個別指導室

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	509,402	451,700	57,702	
国庫支出金	381,290	338,150	43,140	生活保護費負担金(医療扶助費等分)
県支出金	7,200	7,200	0	生活保護費負担金
地方債	0	0	0	
その他	1,015	832	183	生活保護費返戻金(過年度分)
一般財源	119,897	105,518	14,379	

【背景(なぜ始めたのか)】

日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、昭和25年5月4日に生活保護法が制定された。
平成14年市制施行により県から事務委任された。(法定受託事務)

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯に対し必要な保護を行い、憲法に保障された健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

生活保護法に基づき生活に困窮する世帯から相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。
相談業務、生活保護申請受付・決定、生活保護世帯の家庭訪問を通じ適切な指導をし、就労や自立促進を図る。
付随する事務として、生活保護統計事務・経理事務・医療及び介護事務を行う。
補助率は、国3/4、市1/4(ただし、居住地がない被保護者の場合は国3/4、県1/4)

○現状(令和元年12月31日現在)

常住人口：67,991人 保護世帯数：217世帯 保護人数：269人 保護率：0.39%